

# 上三川町新型インフルエンザ等 対策行動計画

---

平成27年2月  
上三川町

## 目次

第1章	はじめに	1
第1節	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2節	町行動計画の位置づけ	1
第3節	対象疾病	2
第2章	新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
第1節	対策の目的	3
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
第3節	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	5
第4節	各主体の役割分担	5
第5節	本計画の主要4項目	7
1	実施体制	7
2	情報収集・提供・共有	8
3	予防・まん延防止	9
4	生活及び地域経済の安定確保	10
第6節	発生段階	11
第3章	発生段階における対策	12
第1節	発生段階ごとの概要と対策	12
1	未発生期	13
2	海外発生期	14
3	発生早期	15
4	県内感染期	18
5	小康期	20

## 第1章 はじめに

### 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

そのような中、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第13号。以下「特措法」という。）を制定した。特措法では、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにするため、国や、地方公共団体等の責務、発生時の措置等について定めている。さらに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### 第2節 町行動計画の位置づけ

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため、新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、県では「栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成したところである。

これらを踏まえ、上三川町では特措法第8条に基づき、「上三川町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成した。本計画は、平成21年5月に作成された「上三川町新型インフルエンザ行動計画暫定版」における考え方や対策等を踏まえ、国、県の行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等の脅威から町民の健康を守り、安心安全を確保するため、町としての対策を推進するものである。

なお、町行動計画においては、新型インフルエンザ等感染症に対する対策や取り組みを示すもので、国及び県の動向等を踏まえ、適時適切に見直しを行うものとする。

### 第3節 対象疾病

町行動計画における対象疾病は、国、県と同様に以下のとおりとし、「新型インフルエンザ等」と表記する。

- ①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ②感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの 対象疾病の定義は、感染症法に基づき、次のとおりとなる。

#### 《新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義》

名 称		定 義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

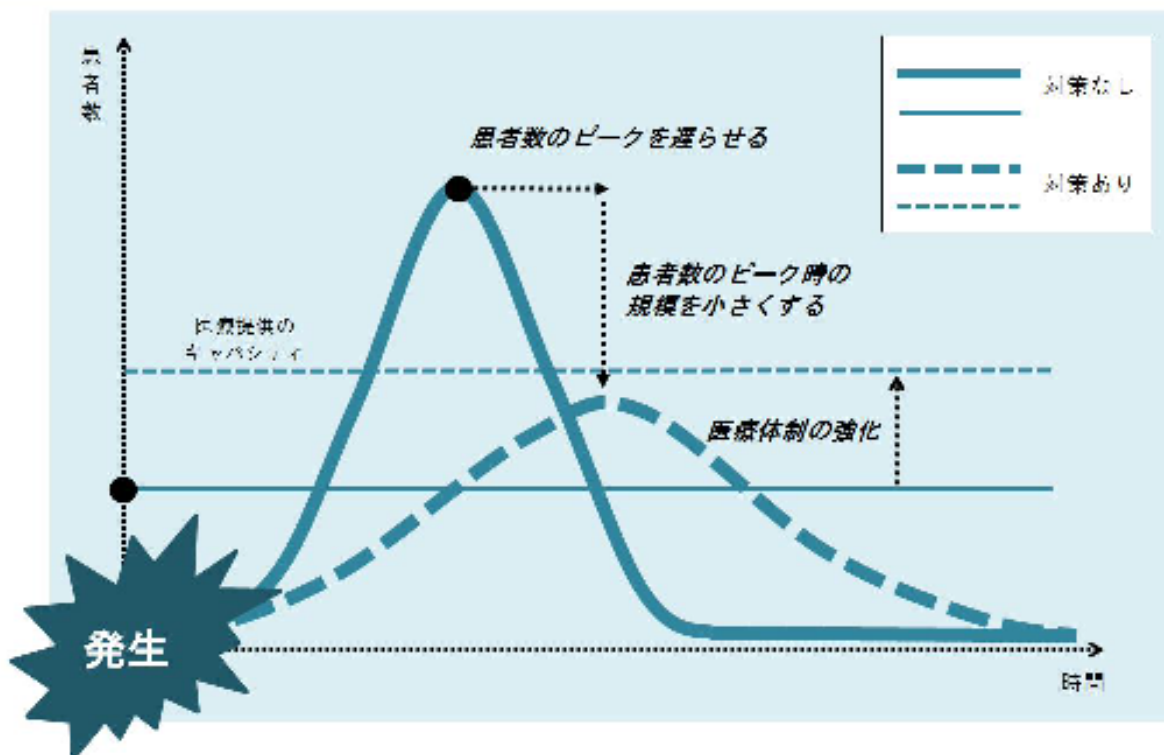
### 第1節 対策の目的

#### 目的① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

新型インフルエンザ等の発生時期、またその病原性や感染力、感染経路等を予測することは困難である。病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、まん延すれば町民の生命や健康の危機をもたらす可能性が高いと考えられる。したがって、町民の健康被害を最小限にとどめ、生命及び健康を保護するためには、発生初期の段階から感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行ピーク時の患者数をできるだけ少なくすることによって、医療体制の負荷を軽減させ、かつ、医療体制を強化することで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

《対策のイメージ》（栃木県行動計画より）



目的② 町民の生活や地域経済における影響が最小限となるようにする。

本町においては、県都宇都宮市に隣接し、国道や北関東自動車道が横断しているため、広域的アクセスが可能となっている。また、大型商業施設が並ぶ商業地域もあり、感染力の高い新型インフルエンザ等が発生した場合、人や物等の交流に伴い、多くの町民への健康被害や、社会経済機能に対する影響が想定される。できる限り、町民の生活や地域経済における影響を少なくするためには、発生段階に応じたまん延防止対策を講じる必要がある。

○まん延防止対策等により、欠勤者の数を減らす。

○業務継続計画の作成・実施等により、住民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### (1) 町の考え方

町では、新型インフルエンザ等対策について、国、県の示す行動計画を踏まえ、発生前から、発生に備えた体制整備等の事前準備を行っていくとともに、町民への基本的な感染対策の周知や情報提供を行い、理解促進を図る。

また、町は、国、県等と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、主体的、且つ迅速に、その発生段階に応じた的確な対策を実施していく。

発生状況は変動していくため、実施体制については随時評価、見直しを行い、臨機応変に対応することとする。

### (2) 対策に関する留意点

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低いなど様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原性の特性や感染力を踏まえ、国が示す基本的対処方針を基に、感染の流行状況、またそれに影響される社会経済機能の実情に合わせた対策を実施するため、発生段階に応じた対応方針を定め、迅速且つ柔軟な対策を講じる必要がある。

対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

また、町は、新型インフルエンザ等が発生した場合、町対策本部における対策の実施にかかる記録を作成、保存する。

### 第3節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等の発生による被害は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等に左右され、事前に予測することは困難である。

国および県が行動計画に試算した被害想定では、全人口の25%が罹患し、8週間の流行が続くと仮定している。この場合の被害想定については、以下に示すとおりとなる。

#### 《試算方法》

- ・国及び県の行動計画を参考に推計した。
- ・中等度の病原性は、アジアインフルエンザ等程度（致死率0.53%）、重度はスペインインフルエンザ程度（致死率2.0%）とした。
- ・推計には、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）等は考慮していない。
- ・被害想定は、国及び県の行動計画等の見直しに応じて改めて試算する。

※想定患者数は全人口の25%として、（）内は患者に対する割合

想定被害		国	県	町
平成22年国勢調査人口		128,057,352人	2,007,683人	31,621人
想定患者数		約3,200万人	約50万人	約8,000人
外来受診者数 (約40~78%)		約1,300万人 ~約2,500万人	約20万人 ~約38万人	約3,200人 ~約6,200人
入院患者数	中等度 (約1.65%)	約53万人	約8,200人	約130人
	重度 (約6%)	約200万人	約30,000人	約480人
死亡者数	中等度 (0.53%)	約17万人	約2,500人	約40人
	重度 (2%)	約64万人	約10,000人	約160人

※町の被害想定については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計された政府行動計画を参考に、概算で推計したものである。

### 第4節 各主体の役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、国や県、町の他、医療機関、事業者、町民を含め、対策に関わる各主体が役割を十分に理解し、行動することが不

可欠となってくる。

### ○町の役割

- ・町の現状や体制に即した行動計画、ガイドライン等を策定し、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が示す基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確、かつ迅速に実施する。
- ・新型インフルエンザ等の発生動向を把握し、町民等へ的確に情報提供を行う。
- ・町民に対する予防接種や生活支援、高齢者や障がい者等要援護者への支援等、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、主体的、且つ迅速に対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等発生時に、患者等の搬送や予防接種、火葬等が円滑に実施できる体制を構築する。
- ・対策の実施体制の構築にあたり、県や近隣市町、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、共同して対策に関する訓練を行うよう努める。
- ・対策の実施に必要な物資の備蓄及び整備・点検を行う。

### ○医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等発生前から、新型インフルエンザ等を診療するための院内感染対策や必要となる医療資機材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を策定するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ・新型インフルエンザ等発生時は、その状況に応じて、各医療機関との連携により診療体制を強化し、新型インフルエンザ等患者への医療の提供を行う。

### ○登録事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の町民の生活を維持するため、平素から発生に備え、職場における感染対策や、事業継続計画の策定を行う。

登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務、または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者である。

### ○一般事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等発生に備え、感染対策のための準備を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業については、感染防止のための措置の徹底に努める。



○町民の役割

- ・平素から、基本的な感染対策である、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を励行する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等発生の有無にかかわらず、新型インフルエンザ等に関する情報や、対策に関する知識等を得るとともに、発生時には、感染拡大を抑えるため、個人レベルでの対策の実施に努める。

## 第5節 本計画の主要4項目

本計画においての具体的な対策については、「実施体制」「情報収集・提供・共有」「予防・まん延防止」「生活及び地域経済の安定確保」の4項目に分けて記載している。各項目における基本的な考え方や内容は次のとおりである。

### 1 実施体制

(1) 基本的な考え方

**町の危機管理の問題として、全庁的に取り組む**

発生した新型インフルエンザ等が、病原性が高く感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康の危機をもたらす可能性が高い。またあわせて、社会経済活動の縮小や停滞を招くことも想定され、生活への影響が危惧されることから、町の危機管理の問題として、全庁的に対策を推進する。

**各関係機関と相互に連携を図り、一体的に取り組む**

未発生期から、県や医療機関、学校、保育所、福祉施設、事業者等の各関係機関とは、地域社会全体での取り組みとして相互に連携を図る。

(2) 本町における実施体制

**①上三川町新型インフルエンザ等対策本部（町対策本部）**

新型インフルエンザ等が発生し、政府による緊急事態宣言がされた場合、特措法及び上三川町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第24号）に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、上三川町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。町対策本部は、本部長に町長、副本部長に副町長、教育長とし、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進、実施する。

**【構成員】**

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部長：各所属長、消防長（石橋地区消防組合消防本部）

②上三川町新型インフルエンザ等対策危機管理部（危機管理部）

新型インフルエンザ等の未発生期など、町対策本部が設置されていないときは、町行動計画に基づき、発生に備えた準備を進めるため、上三川町新型インフルエンザ等対策危機管理部（以下「危機管理部」という。）を設置する。危機管理部は、健康課長を部長とし各所属長で構成する。危機管理部では、発生前から町対策本部が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等にかかる動向を把握し、情報を共有するとともに、発生に備えた体制整備や準備、重要事項についての協議、検討を行う。さらに、発生後、町対策本部が廃止された後は、実施した対策に対する見直しや体制の再構築を行うとともに、流行の第二波に備える。

## 2 情報収集・提供・共有

### (1) 基本的な考え方

**正確で迅速な情報提供と、受取手に配慮した情報共有**

新型インフルエンザ等発生時には、町、医療機関、事業者、町民等の各主体が、その役割を認識し、正確な情報を基に適切に行動する必要があるため、対策のすべての段階において、必要な情報を相互提供し、関係機関との円滑な情報共有を行う。なお、その際は、新型インフルエンザ等の感染防止、拡大防止の観点を見据え、正確で迅速な情報提供を行う。また、情報共有にあたっては、一方向性の情報提供でなく、情報の受取手にも十分配慮し、情報提供方法にも工夫することが必要である。

### (2) 対策の概要

#### ①発生前における情報収集・提供・共有

- ・平素から国、県等が発信する情報の収集に努める。
- ・町民が、予防方法やまん延防止に関する正しい知識を得て適切に行動できるよう、基本的な感染対策について情報提供を行う。

※独居高齢者や障がい者、外国人等の情報が届きにくい人（以下「要援護者等」という。）については、情報提供の方法について配慮し、広報やホームページ、メール配信等多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で行うことに留意する。

- ・庁内各課だけでなく、関係機関、学校関係、近隣市町等との情報提供及び共有にかかる連携体制を整備する。

#### ②発生時における情報収集・提供・共有

- ・国や県が実施する、発生段階に応じた対策の状況等を把握するとともに、

町民に対し、明確でわかりやすい情報提供を行う。

- ・様々な内容の情報が多方面から発信される恐れがあり混乱を避けるため、内容の統一化を図り、正確な情報を集約して、適切なタイミングで発信する。周知に際しては、患者等の人権にも配慮して行う。
- ・町民からの相談等については、相談窓口を設ける等の相談体制を整備し、迅速に対応する。

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 基本的な考え方

医療体制の整備を図る時間の確保と健康被害や社会経済活動への影響の抑制

町民の生命の危機を守るには、流行のピークを遅らせることにより、医療体制等を整備するための時間を確保する。流行のピーク時の患者数等をできる限り減少させることができれば、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることに繋がり、患者の治療やワクチン接種等の適切な医療の提供を受けることができる。健康被害や社会活動への影響を最小限にとどめる。

#### (2) 対策の概要

##### ①まん延防止対策

- ・町民に対し、個人における対策として、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケットなど基本的な感染対策を実践するよう継続した注意喚起を行う。
- ・発生時には必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等について周知を行い、理解を求める。

##### ②予防接種

###### ア) 特定接種

特定接種は、特措法第28条に基づき、住民に対する予防接種より先に開始されるものであるため、町民に対し、理解が得られるよう対策の周知を行う。また、国の方針に基づき、速やかに接種できるよう、体制整備をしておく必要がある。

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国が必要と認めるときに住民接種に先立って臨時的に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は政府行動計画のとおりであり、発生した新型インフルエンザ等の病原性や、発生時の社会状況等をもとに、国が対象者や接種順位等を決定することとしている。なお、新型インフルエンザ等対策の実施に関わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により実施するものとする。

イ) 住民に対する予防接種

住民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

住民接種の具体的な接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位にすることを基本とし、国が決定する。住民接種は原則として集団的な接種により実施するため、町は実施主体として、円滑に実施できるよう、県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制の構築を図る。

**【接種対象者の分類】**

- 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 成人・若年者
- 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

## 4 生活及び地域経済の安定確保

(1) 基本的な考え方

**町民の生活や地域経済等への影響を最小限に抑える**

新型インフルエンザ等は、り患する者も多く、流行が約8週間程度続くものと考えられており、生活や地域経済の大幅な縮小や停滞を招くおそれがある。そのため、国、県、医療機関等との連携を密にし、その影響が最小限となるよう、事前に準備を行っておく必要がある。

(2) 対策の概要

- ・独居高齢者や障がい者等の要援護者等は、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し、生活への支障を来す恐れがあるため、対象者を把握するとともに、関係機関と連携し、必要な支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を行う。
- ・新型インフルエンザ等対策に必要な物資の備蓄を計画的に行い、発生時に迅速に対策が実施できるよう体制を整備する。

- ・火葬や、遺体の一時安置等が円滑に実施されるよう、県及び芳賀地区広域行政事務組合と連携し、対応する。

## 第6節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、県においては、発生前から、海外発生期、国内発生期から小康状態に至るまでを5つの段階に分類し、それぞれの対策等を定めている。町は、県に準じた発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定め、実施することとする。

### 【発生段階とその状況】

発生段階	状況
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない段階
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生したが、国内では発生していない段階 ※新型インフルエンザ等の感染拡大に関する国の第一報が県に寄せられた時点からとする。
発生早期 (国内・県内)	国内で新型インフルエンザ等が発生した段階 県内で新型インフルエンザ等が発生し、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える段階
県内感染期	県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階

第3章 発生段階における対策

第1節 発生段階ごとの概要と対策

	WHO	体制	方針	主な対応
未発生期	フェーズ1・2・3 又は相当する公表等	危機管理部	発生に備えた情報収集や体制の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画等策定と見直し</li> <li>・関係機関との連携体制整備及び訓練</li> <li>・情報収集と対策周知</li> <li>・基本的な感染対策の普及啓発</li> <li>・予防接種体制の準備（特定接種・住民接種）</li> <li>・要援護者への支援体制整備</li> <li>・物資の備蓄</li> <li>・火葬・遺体安置体制の検討</li> </ul>
海外発生期	フェーズ4		国内発生に備えた情報収集や体制の整備を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の強化及び対策準備</li> <li>・情報収集と対策周知の強化</li> <li>・基本的な感染対策の理解促進</li> <li>・相談窓口の設置</li> <li>・特定接種の実施と広報</li> <li>・住民接種の準備</li> <li>・要援護者支援体制確認・対策開始</li> <li>・臨時遺体安置所の準備</li> </ul>
発生早期	フェーズ5・6 又は相当する公表等	町対策本部	国が示す基本的対処方針等を踏まえつつ、町の対策を選択し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（緊急事態宣言時）対策本部の設置</li> <li>・情報収集及び対策周知の継続・強化</li> <li>・相談窓口（体制）の強化</li> <li>・まん延防止対策の実施に関する周知</li> <li>・特定接種の継続実施</li> </ul>
県内感染期		緊急事態宣言	まん延防止対策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、感染拡大をできる限り抑制するため、状況に応じたまん延防止対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種の実施及び町民の理解促進</li> <li>・住民接種の健康被害に関する調査</li> <li>・要援護者及び在宅療養患者への支援対策の実施</li> <li>・遺体の安置・保存</li> <li>・不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等</li> </ul>
小康期	ポストパンデミック期 又は相当する公表等	危機管理部	町民の生活や地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（緊急事態宣言解除時）対策本部廃止</li> <li>・対策の見直しと体制の再構築</li> <li>・相談窓口の縮小</li> <li>・要援護者の継続支援及び住民支援体制の再構築</li> <li>・物資の確認・再配備</li> <li>・火葬体制等の再構築</li> </ul>

## 1 未発生期

発生状況	新型インフルエンザ等が発生していない段階
方針	発生に備えた情報収集や体制の整備を行う。
対策の概要	<p>○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、県や関係機関との連携を図る。</p> <p>○新型インフルエンザ等に関する情報収集を行うとともに、感染対策についての情報提供を継続的に行う。</p>

### 【行動内容】

		対 策
実施体制	町行動計画等策定と見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前から新型インフルエンザ等の発生に備え、町行動計画や上三川町新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）、上三川町業務継続計画（以下「町業務継続計画」という。）を策定する。</li> <li>・策定後は、国や県の動向等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。</li> </ul>
	関係機関との連携体制整備及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生に備え、県や関係機関と相互に連携し、平素から情報交換、連携体制の確認や訓練を行う。</li> <li>・発生時に即時に対応できるよう、庁内各課との連携を密にするとともに、危機管理部において、各対策の推進について協議を行う。</li> </ul>
情報収集・提供・共有	情報収集と対策周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平素より、国や県が発信する新型インフルエンザ等に関する正確な情報を収集・把握しておくとともに、庁内各課及び関係機関との共有を図る。</li> <li>・発生時に混乱しないよう、情報を集約し、一元的に情報提供を図る体制を検討し、関係機関との共通認識を図る。</li> <li>・町民からの問い合わせや相談等については、発生時を想定し、適切に対応できる体制を検討する。</li> </ul>
予防・まん延防止	基本的な感染対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策（手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等）や、新型インフルエンザ等発生時の対策等について、町民や関係機関に対し、継続的に情報提供を行う。要援護者等の情報が届きにくい人にも留意し、広報、ホームページ、メール配信等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容、わかりやすい表現の情報提供に努める。</li> </ul>

まん延防止 予防	予防接種体制の準備（特定接種・住民接種）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や医師会等と連携し、発生時に速やかに接種できる体制を整備する。</li> <li>・住民接種を円滑に実施するため、国、県の協力を得て、市町間の広域的な協定締結を行う他、会場、接種方法等の具体的な手順や実施方法等を検討し、計画しておく。</li> </ul>
	要援護者への支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等流行時に、孤立する可能性があり、生活支援が必要とされる独居高齢者や障がい者等要援護者を把握しておく。</li> <li>・対象の要援護者等に対し、具体的な支援内容や方法等について検討し、支援体制を確認しておく。</li> </ul>
	物資の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策に必要な物資の備蓄を計画的に行い、発生時の配布の基準や方法等について検討する。</li> </ul>
生活及び地域経済の安定の確保	火葬・遺体安置体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が火葬体制を整備する際には、まん延時における一時的な遺体安置施設等についての調査協力を行い、体制を検討しておく。</li> </ul>

## 2 海外発生期

発生状況	海外で新型インフルエンザ等が発生した段階 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない段階
方針	国内発生に備えた情報収集や体制の整備を強化する。
対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国、県の動向を注視するとともに、海外での発生状況や、新型インフルエンザ等の特徴について、積極的に情報収集を行う。</li> <li>○町内発生に備え、町民に準備を促すよう、感染対策についてさらなる情報提供を行う。</li> </ul>

### 【行動内容】

対 策	
実施体制	体制の強化及び対策準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国などの情報により、海外において、新型インフルエンザ等が発生した疑いが濃厚な場合は、必要に応じて、危機管理部において、整備体制や対策を確認する。また、併せて、その後の対応について協議し、対策の準備に着手する。</li> </ul>



情報収集・提供・共有	情報収集と対策周知の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外での発生状況等の情報や、国、県の基本的な対策方針を収集し、必要に応じて、町民に情報提供を行う。</li> <li>・県や関係機関との体制を確認し、情報の共有を図る。</li> <li>・基本的な感染対策を継続して周知する他、り患した場合の対応についても周知する。</li> </ul>
	相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民からの問い合わせや相談等について、電話相談を含めた相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。</li> </ul>
予防・まん延防止	基本的な感染対策の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策を継続的に周知し、理解促進を図る。</li> </ul>
	特定接種の実施と広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針に基づき、町の対象職員に対し、本人の同意を得て予防接種を行う。その際は、県や医師会等と連携の上、集団的な接種を行うことを基本とする。</li> <li>・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口など、接種に必要な情報を提供する。</li> <li>・特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、必要な協力の要請等を行うよう求める。</li> </ul>
	住民接種の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針が決定され次第、県や医師会等と連携し、具体的な接種体制を整備する。</li> <li>・町民に対し、ワクチンの有効性・安全性、接種対象者や接種体制等の具体的な情報を提供し、理解促進を図る。</li> </ul>
済生活及び地域の安定と確保	要援護者支援体制確認・対策開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生が確認された旨、要援護者等及び支援協力者に周知するとともに、支援体制の確認を行う。</li> </ul>
	臨時遺体安置所の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の要請に基づき、まん延時における一時的な遺体安置施設等の確保に向けた準備を行う。</li> </ul>

### 3 発生早期

発生状況	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している段階（国、県の対策が国内発生期に移行された時点）
方針	国が示す基本的対処方針等を踏まえつつ、町の対策を選択し、実施する。
対策の概要	○発生状況等の情報収集とともに、町民に対し、情報提供や注意喚起を行い、感染拡大に備えた行動について理解を求める。

	○国が示す基本的対処方針等を踏まえ、流行のピークを遅らせるため、住民接種等の感染対策を実施する。
--	--

【行動内容】

		対 策
実施体制	対策本部の設置（緊急事態宣言時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が発生早期の対策に移行した場合は、町の対策においても国内発生早期に移行し、感染対策を実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b> 直ちに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき適切に対策を実施する。</p> </div>
	情報収集及び対策周知の継続・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県が発信する情報を収集し、県内・町内等の発生状況や具体的な対策等について、町民に情報提供を行う。</li> </ul>
供・共有	相談窓口（体制）の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口等の体制を充実・強化するとともに、県の電話相談センター等緊急的な相談窓口について周知する。</li> </ul>
予防・まん延防止	まん延防止対策実施に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のできる基本的な感染対策や、り患した場合の対応に加え、感染拡大防止の徹底について周知する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e6f2ff; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b> 感染拡大防止のため講じる以下の県の要請や措置等に対し、町は協力し、対策の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の外出自粛の要請</li> <li>・施設の使用制限 等</li> </ul> </div>
	特定接種の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して、国の方針に基づき、町の対象職員に対し、本人の同意を得て、集団的な接種により行う。</li> <li>・特定接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。</li> </ul>

	<p>住民接種の実施及び町民の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の方針によりワクチンが供給され次第、県や医師会等と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。実施にあたっては、接種会場を確保し、本町に居住する者を対象に、原則、集団的な接種を行う。</li> <li>・ワクチン接種のための機会を確保し、接種を勧奨し、適切な情報を提供することにより、理解促進を図る。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b>                  住民接種は、緊急事態宣言がなされた場合は、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種に移行する。                  また、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。</p> </div>
	<p>住民接種の健康被害に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民接種の実施にあたり、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布しておく。</li> </ul>
<p>生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>事業の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づき、町民サービスに影響が出ないよう事業を継続する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。</li> <li>・生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう、県と連携し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、物資の供給状況や価格の動向等についても、住民に対する情報提供を行うとともに、相談窓口の拡充を図る。</li> </ul> </p> </div>
	<p>要援護者支援対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者や障がい者等の要援護者等について、り患状況を把握し、患者や医療機関等からの要請に基づき、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送等）を行う。</li> </ul>
	<p>遺体の安置・保存</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の要請に基づき、まん延時における一時的な遺体安置施設等を確保し、火葬場の火葬能力に応じ、遺体の保存を適切に行う。</li> </ul>

## 4 県内感染期

発生状況	県内患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階
方針	まん延防止対策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、感染拡大をできる限り抑制するため、状況に応じたまん延防止対策を実施する。
対策の概要	○状況に応じた感染対策、予防接種等について町民に周知し、積極的に情報提供を行い、町民の役割や行動について理解を求める。 ○国や、県の方針を踏まえ、住民接種等の感染対策を実施する。

### 【行動内容】

		対 策
実施体制	体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の対策移行期又は発生状況により、県内感染期に移行し、感染対策を実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b>                      新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> </div>
情報収集・提供・共有	情報収集及び対策周知の継続・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国や県が発信する情報を収集し、県内・町内等の発生状況や具体的な対策等について、町民に情報提供を行う。</li> </ul>
	相談窓口（体制）の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口を継続し、町民からの問い合わせ等に適切に対応する。また、流行の状況や相談件数等に応じて、窓口の体制を随時見直す。さらに、県の電話相談センター等緊急的な相談窓口について再度周知を行う。</li> </ul>
まん延防止	まん延防止対策実施に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、個人でできる基本的な感染対策や、り患した場合の対応に加え、感染拡大防止の徹底について周知する。</li> </ul>

	<p>不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛について周知し、町民の理解を求めるとともに、町の施設の閉鎖や使用制限、町主催行事等の中止等について検討する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b>              感染拡大防止のため講じる以下の県の要請や措置等に対し、町は協力し、対策の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不要不急の外出自粛の要請</li> <li>施設の使用制限 等</li> </ul> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予防接種</p>	<p>住民接種の実施及び町民の理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、県や医師会等と連携し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を集団的な接種により実施する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b>              住民接種は、緊急事態宣言がなされた場合は、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種に移行する。              また、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生活及び地域経済の安定の確保</p>	<p>事業の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、業務継続計画に基づき、町民サービスに影響が出ないよう事業を継続する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的に供給するために必要な措置を講じる。</li> <li>生活関連物資等の価格高騰、買占め、売惜しみ等が生じることのないよう、県と連携し、必要に応じ、関係事業者団体等に対して物資の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、物資の供給状況や価格の動向等についても、住民に対する情報提供を行うとともに、相談窓口の拡充を図る。</li> </ul> </div>

	要援護者及び在宅療養患者への支援対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居高齢者や障がい者等の要援護者等について、り患状況を把握する。要援護者等、在宅で療養する患者においては、国、県と連携し、関係機関の協力を得て、患者や医療機関等からの要請に基づき、必要な支援（見回り・食事の提供・医療機関への移送等）を行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。</li> </ul> </div>
	遺体の安置・保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県の要請に基づき、まん延時における一時的な遺体安置施設等を確保し、火葬場の火葬能力に応じ、遺体の保存を適切に行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされた場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が著しく増加した場合は、県の要請を受け、芳賀地区広域行政事務組合に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。</li> </ul> </div>

## 5 小康期

発生状況	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている段階
方針	町民の生活や地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第二波に備え、第一波に関する対策の評価を行い、対策の再構築を行う。</li> <li>○第一波の対策の評価に伴い、町行動計画の見直しを図る。</li> </ul>

### 【行動内容】

	対 策	
体制 実施	対策本部の廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。</li> </ul>

	対策の見直しと体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波における各段階の対策について見直しを行い、第二波に備えた体制の再構築を図る。また、併せて町行動計画の見直しを行う。</li> </ul>
情報提供・共有・収集	情報提供及び注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対し、第一波の終息と、第二波発生に備える必要性について、情報提供及び注意喚起を行う。</li> <li>県、関係機関等において、第二波への対応方針や地域での流行状況等に関する情報を共有する。</li> </ul>
	相談窓口の縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。</li> </ul>
予防・まん延防止	対策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波における対策の評価を踏まえ、拡大防止策を見直す。</li> </ul>
	住民接種の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされている場合】</b> 住民接種は、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種となる。また、住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医療関係者への協力要請等を行うよう求める。</p> </div>
生活及び地域経済の安定の確保	要援護者の継続支援及び住民支援体制の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等により患した独居高齢者や障がい者等の要援護者等について、患者や医療機関等からの要請があるときは、引き続き、必要な支援を行う。</li> <li>第一波における住民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、支援体制の再構築を、県と連携して行う。</li> </ul>
	物資等の確認・再配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波における評価を踏まえ、必要物資の見直しと、第二波に備えた在庫確認を行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【緊急事態宣言がなされている場合】</b> 国、県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。</p> </div>
	火葬体制等の再構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況等を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。</li> </ul>